

# 介護予防・日常生活支援総合事業（平成26年制度改正による新旧比較）

【旧】

## 介護予防事業

### 一次予防事業

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一次予防事業評価事業

### 二次予防事業

- ・ 二次予防事業対象者の把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 二次予防事業評価事業

## 予防給付

- ・ 介護予防通所介護
- ・ 介護予防訪問介護

廃止と再編

【新】

## 一般介護予防事業

1. 介護予防把握事業
2. 介護予防普及啓発事業
3. 地域介護予防活動支援事業
4. 一般介護予防事業評価事業
5. 地域リハビリテーション活動支援事業

## 介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス（第1号訪問事業）
  - ①訪問介護（従前相当のサービス）
  - ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
  - ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
  - ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
  - ⑤訪問型サービスD（移動支援）
2. 通所型サービス（第1号通所事業）
  - ①通所介護（従前相当のサービス）
  - ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
  - ③通所型サービスB（住民主体による支援）
  - ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
3. その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
  - ①栄養改善の目的とした配食
  - ②住民ボランティア等が行う見守り
  - ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）

介護予防・日常生活支援総合事業